

郵便差出箱(郵便ポスト)の現状

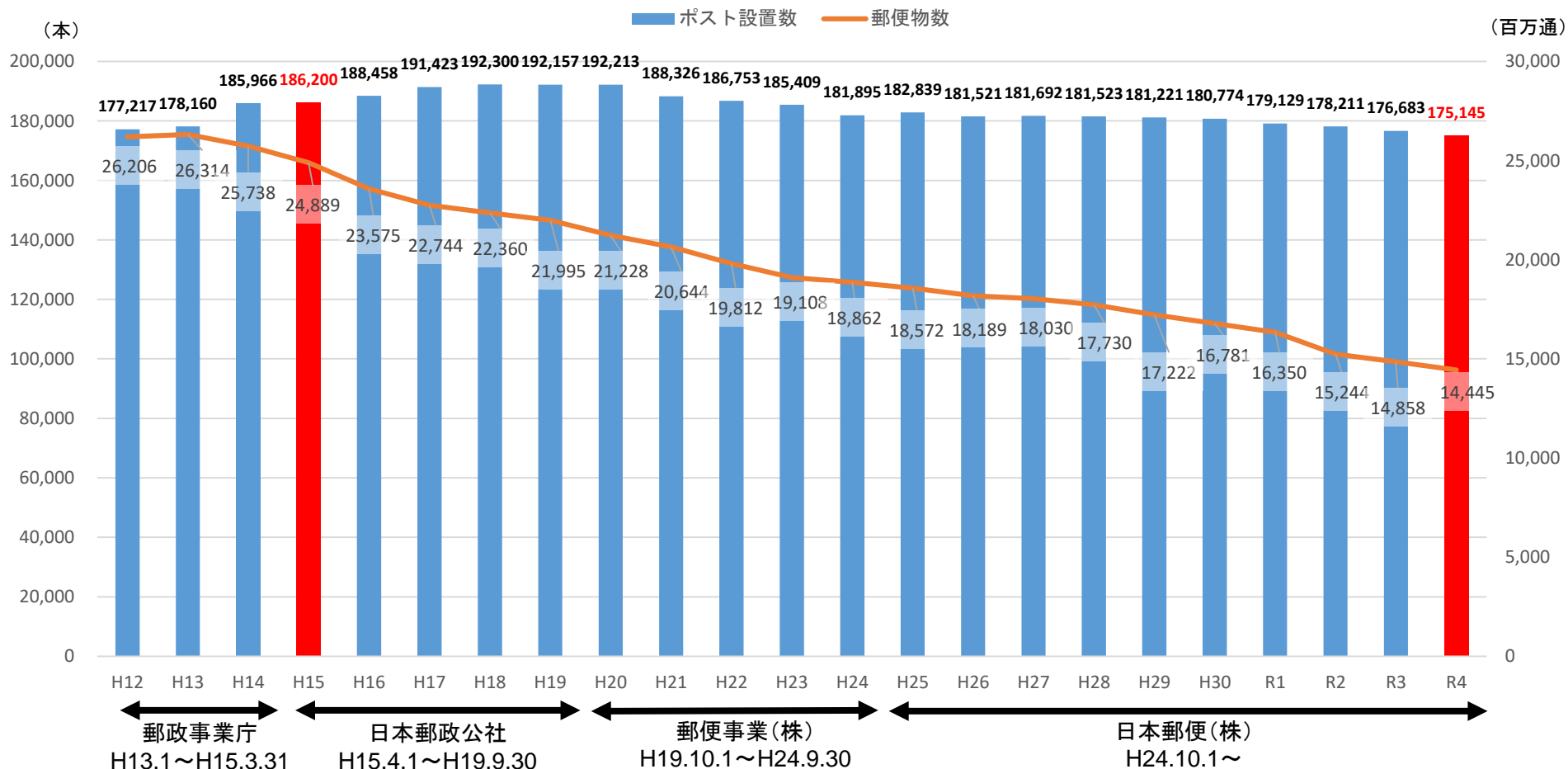
2023年7月27日
日本郵便株式会社



郵便ポストの設置本数(2023.3.31現在)

- 2022年度末(2023.3.31)現在の郵便ポスト設置本数は175,145本。
- 日本郵政公社発足後の2003年度末の本数186,200本と比較し、▲11,055本(▲5.9%)
- 地域別では本数減少率が10%を超える地域は北海道・東北・北陸・九州に多く、増加は関東の都市部1都3県。

郵便ポスト設置数の推移 (年度末時点)



郵便ポストの設置本数(2023.3.31現在)

- 市区町村人口密度分布別の設置本数において、人口密度とポスト本数は比例する一方で、人口当たり本数や1本当たり世帯数は反比例する傾向にあり、過疎地等においては、人口や世帯数に対する設置本数は全国平均以上。
- 投函利用状況については、人口密度が少なくなるにつれて、利用の少ないポスト本数割合が増加し、過疎地等では半数近くのポストが、月の投函量30通以下。(利用状況の調査については次頁のとおり)

	人口密度(人/km ²) ※自治体総面積を用いて算出	自治体数(*1) (占有率)	郵便ポスト 本数平均 (本)	1000人当たり 本数平均 (本)	1本当たり 世帯数平均 (戸)	投函量少数の ポストの割合 (%)
A	8,001~22,000 (主に政令指定都市・特別区)	109 (5.8%)	177	0.9	1308	2.0%
B	2,001~8,000 (主に中核市等)	238 (12.6%)	118	0.9	554	5.4%
C	401~2,000	403 (21.3%)	124	1.5	334	18.8%
D	121~400	426 (22.5%)	99	2.4	211	35.5%
E	0~120 (主に全部過疎・みなし過疎地)	720 (38.0%)	49	5.0	125	49.7%
全体	338	1,896 (100.0%)	92	1.4 (*2)	341 (*3)	25.1%

*1:自治体数は、東京23区その他、区設置の自治体は区ごとに計上

*2:総本数/総人口*1000

*3:総世帯数/総本数

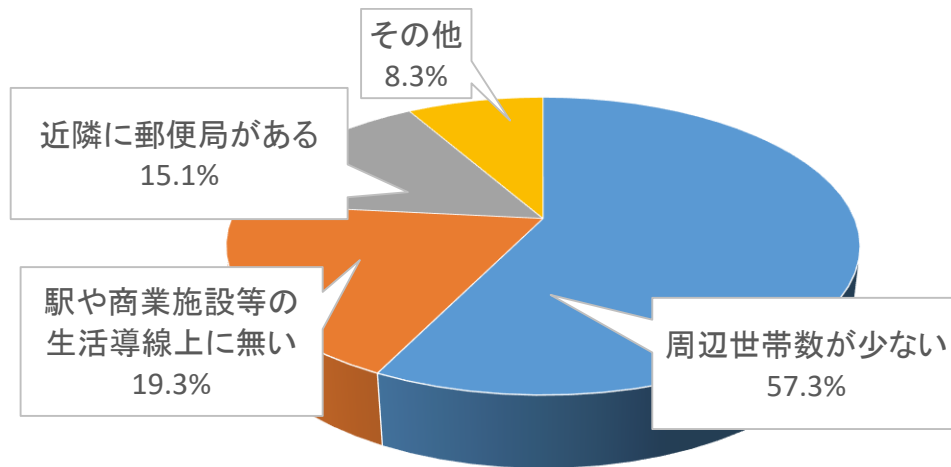
郵便ポストの利用状況調査

- 1年を通じた平均的な状況として以下の条件に該当する郵便ポストについて、取集担当者に平常の取集時に把握している状況をヒアリング等で確認する調査を、6月に全局で実施。

分類	①	②	③	④
1か月あたりの投函数 (参考：日々の投函量のイメージ)	平均0～1通 (ほぼ毎日、投函郵便物が無い)	平均2～9通 (週に1通程度投函されている)	平均10～19通 (数日に1通程度投函されている)	平均20～30通 (ほぼ毎日1通程度投函されている)

調査の結果、全国の郵便ポストのうち、4本に1本程度は、1か月あたりの投函量が30通以下という状況。うち約4%は、1か月あたりの投函量が0～1通で、ほぼ利用されていない状況にある可能性。

①0～1通/月		②2～9通/月		③10～19通/月		④20～30通/月		①～④合計		総本数 (2023.3.31現在)
本数	割合	本数	割合	本数	割合	本数	割合	本数	割合	
6,793	3.9%	12,193	7.0%	12,946	7.4%	12,008	6.9%	43,940	25.1%	175,145



投函量が少ない理由として想定される要素で主なものは、周辺世帯数、生活導線、近隣局・近隣ポストとの距離等が挙げられる。

また、その他として、投函時の駐車スペースが無いことや、施設内にあり施設利用者以外の投函が少ない、といった理由が調査で確認された。

郵便ポストの設置・撤去

- 郵便ポストの設置は、郵便法施行規則第32条第2項で定められた設置基準を基に、社内規程で定める取扱いに従って実施。
- 周辺環境の変化(道路状況の変化や店舗閉鎖等)や地権者等からの依頼等があった場合、撤去または移設等を実施。

【設置基準】

■ 郵便法施行規則第32条第2項 <抜粋>

廃止前の日本郵政公社法の施行の際あまねく全国に設置されていた郵便ポストの本数を維持することを旨とし、かつ、次に掲げる基準に適合するものとして郵便ポストを設置することとする。

- 一 各市町村及び各特別区内に満遍なく設置すること。
- 二 主として、公道上、公道に面した場所、その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

■ 社内規程

郵便ポストは、集配業務を受け持つ郵便局長が、次の配置基準を基に必要性の高いところに設置することとしている。

- ①市街地（住宅等の密集した地域）については、利用見込戸数が200戸以上で、かつ、隣接ポストとの距離が250メートル以上。
- ②その他の地域については、利用見込戸数が200戸以上で、かつ、隣接ポストとの距離が400メートル以上、利用見込戸数が150戸以上200戸未満で、かつ、隣接ポストの距離が600メートル以上 等。
- ③駅、官公署等公共建築物の付近、その他常時多数の人が集合する場所などお客さまの利便性向上に効果があると認められるところ。

※設置位置については、交通の要路で、郵便物の差入れ及び取集に便利な箇所であって、交通規制上支障のない場所を選定。

郵便ポストの近隣の状況の変化に伴い、既設置場所が郵便ポストの設置場所として不適格となった場合は、利用通数や郵便ポスト設置基準に照らし合わせ、撤去又は移設を実施。

郵便ポストの設置・撤去

【設置時の業務プロセス】

お客さまからの要望等を端緒に設置標準を踏まえ検討。

① 設置場所の選定

② 設置場所の確認

・地権者に郵便ポストを設置できるか確認し、許可を得る

③ 道路占用許可の取得(公道のみ)

・道路管理者（国、都道府県、市区町村）から許可を得る

【関係法令】道路法第32条

④ 道路使用許可の取得(公道のみ)

・設置場所を管轄する警察署へ申請し、道路使用許可を得る

【関係法令】道路交通法第77条第1項第2号

⑤ 設置場所の決定

・地権者からの承認を受けて、設置場所が正式決定

⑥ 設置工事の依頼

・業者と設置工事契約を締結、設置工事の日程調整

⑦ 関係郵便局への情報提供

・近隣の郵便局に設置日、場所を情報提供

⑧ 取集担当者へ周知

⑨ 郵便ポスト鍵の準備

⑩ 社内システムへの登録

【撤去時の業務プロセス】

地権者の要望等を端緒に利用通数や設置標準を踏まえ検討。

① 撤去工事の依頼

・業者との撤去工事契約を締結、撤去工事の日程調整

② 関係郵便局への情報提供

・近隣の郵便局に撤去日、場所を情報提供

③ 利用者への周知

・周知期間(2週間程度)を設けて、郵便ポストに周知文を貼付して近隣住民へ周知

・近隣への移設の場合は移設先の場所や、付近の郵便ポストの場所を明記

④ 取集担当者へ周知

⑤ 社内システムへの登録

郵便ポストの設置・撤去【直近の事例】

【新規設置】

	自治体人口	設置後の投函量	新設経緯
1	約30万人 (埼玉県)	1日平均 ⇒約200通～300通 1か月平均⇒約8,000通	大型商業施設開業に伴うマンション等集合住宅の増加、住民数の増加を理由として、地元住民から設置要望があったため

【移設】

	自治体人口	移設後の投函量	移設経緯
2	約50万人 (栃木県)	1日平均 ⇒約10通～20通 1か月平均⇒約400通	ポスト利用時に路上駐車による交通事故発生の恐れがあるとして地元住民から撤去要望があったのを受けて、いったん撤去。 その後、再設置要望を受け、近隣の大型店舗の駐車場内へ設置。

【撤去】

	自治体人口	設置当時の投函量	撤去経緯	地域住民からの声
3	約1万人 (山形県)	1日平均 ⇒ 1 通未満 1か月平均 ⇒10通未満	地権者が転居し更地になった設置場所に、冬期期間は近隣住民の排雪があり、ポスト投函できなくなることがあったため、地権者からの要望で撤去。50世帯ほどの小さな集落に移設先が無く、移設せず。	特になし。
4	約9万人 (秋田県)	1日平均 ⇒5通程度 1か月平均 ⇒100通程度	郵便切手類販売所が閉業したことにより撤去。 撤去したポストから約100m先にポストが2本設置されていたため、移設せず。	特になし。
5	約9万人 (富山県)	1日平均 ⇒2通程度 1か月平均 ⇒40通程度	老朽化(脚注劣化による倒壊の危険)による更改検討時に投函量調査を経て、撤去。ポストから約300m先にポストが設置されていたため、移設せず。	撤去から約 5 か月後に 1 件撤去理由の照会あり。経緯を説明してご納得いただいた。

郵便ポストの利用想定

- 郵便ポストは身近にあって、24時間365日時間を気にせず非対面で郵便物を差し出せる差出拠点として存在
- 郵便ポストへは郵便物(対面での引受けを必要とする書留等を除く)のほか、ゆうメールやゆうパケットも投函が可能
- 郵便ポスト投函の商品・サービス種別や通数のデータは把握していないが、各商品・サービス種別ごとの利用想定は以下のとおり

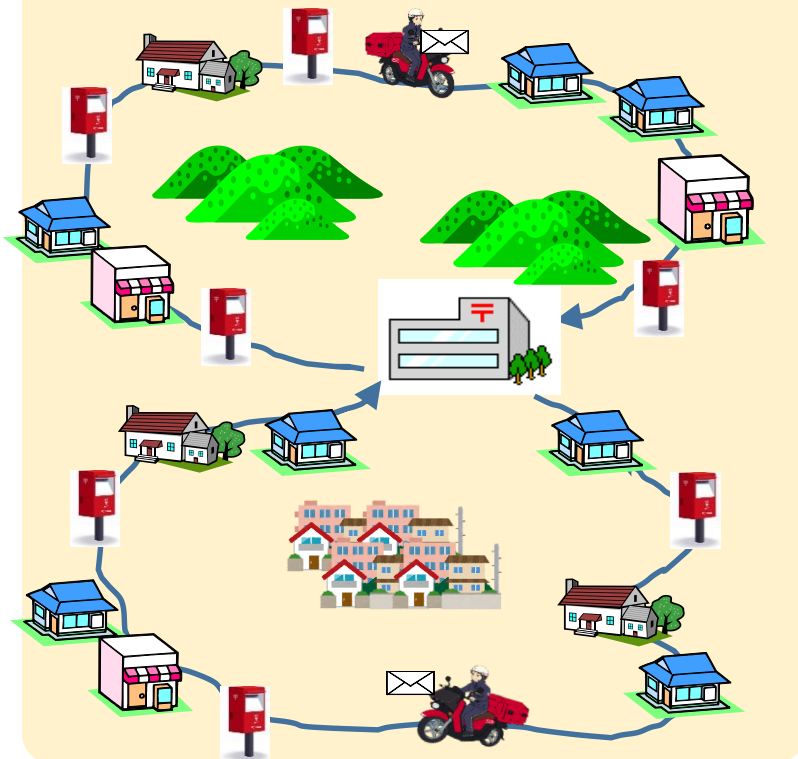
⇒郵便ポストの特性(身近・24時間365日・非対面)を生かしたお客さまの差出利便性の更なる向上を目指し、2010年4月開始のレターパック以降、後納ポストイン、クリックポスト、ゆうパケットポストといったポスト投函前提のサービスを拡充

商品・サービス種別	利用想定	備考
手紙・はがき (第一種、第二種)	個人間の私信	
文書・書類 (第一種、第二種)		
レターパック (特定封筒郵便物)	企業間、企業－個人間の文書・書類の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年4月サービスイン ・ 対面配達のプロス/受箱投函のライトの2種 ・ 専用封筒を購入し、ポストに差出し(信書可)
後納ポストイン		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年8月サービスイン ・ 当社が貸与(無償)する専用ケースに後納郵便物を入れてポストに差出し
クリックポスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリマ・オークションの商品発送 ・ ECの商品発送 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年6月サービスイン ・ ネット上の運賃決済、宛名印字及びポストに差出し
ゆうパケットポスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリマ・オークションサイト上の商品発送 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年11月サービスイン ・ 専用の発送シール又は専用箱を購入、2次元コードをフリマ・オークションサイト上で読み取り、ポストに差出し
ゆうパケットポストmini		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年7月サービスイン ・ 専用封筒を購入、2次元コードをフリマ・オークションサイト上で読み取り、ポストに差出し

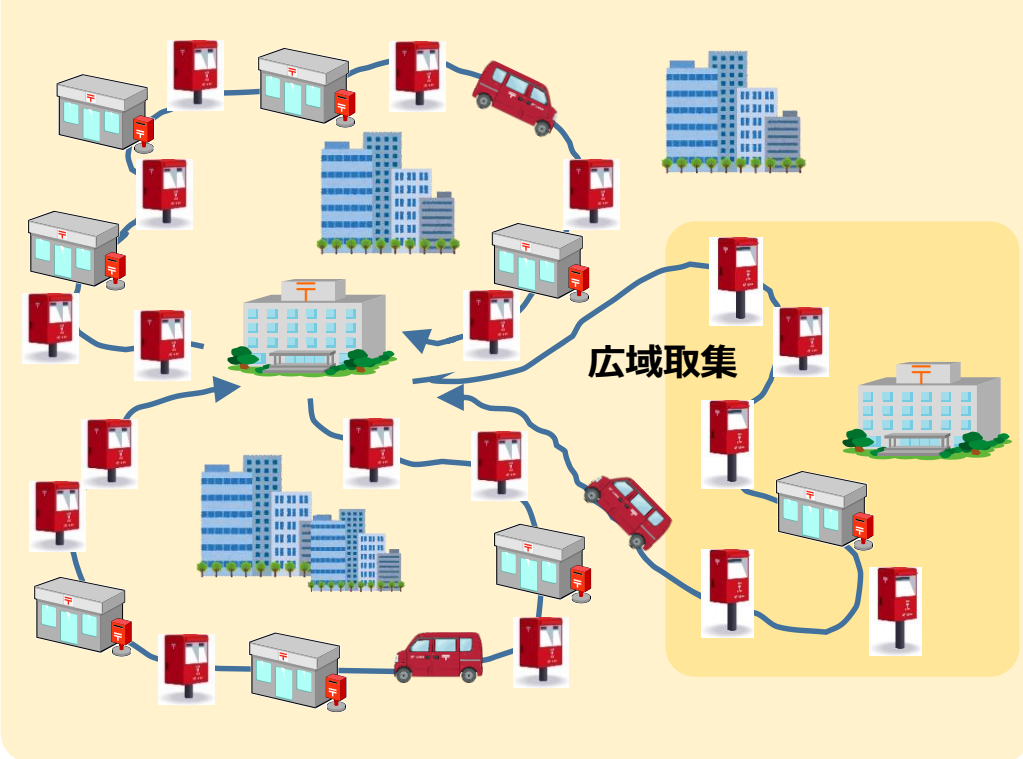
郵便ポストの取集の状況

- 郵便ポストの取集は、**原則毎日実施**(設置施設の休業等により取集が不可能な日を除く)
- 郵便ポストの取集回数は1～3回程度。(日曜・祝日は1～2回程度)
※ 運送便との関係、地況、郵便物の多少等により、増減回する場合がある。
- 取集方法は、郵便局やエリアにより主に3パターン。
① 配達担当者が配達途中で行う兼集(23%)、② 専担者による取集(42%)、③ 協力会社による取集委託(35%)
※ ②③については、郵便局の管轄エリアを超えて、広域取集を実施しているエリアもある。

① 兼集(取集量の少ない住宅・郡部地域等)



②③ 専担者・協力会社による取集(取集量の多い都市部等)



(参考)様々なデザインの郵便ポスト

- 特殊な形状又は装飾物(モニュメント、ラッピング及び塗装等)を施した郵便ポスト(「特殊郵便差出箱」)を、全国に約300本程度設置。
- 設置理由として ① 郵便事業に係るイベント等の事由で設置するもの、② 国又は地方公共団体からの寄付により設置するもの の2つのパターンがある。 ②については、特定の個人や企業を宣伝するものではなく、ご当地キャラクターや特産品等、地域に根ざしたモチーフによる地域振興や、広く市民の公共の福祉に資する趣旨となるよう、原則、国または地方公共団体からの寄附による設置を条件としているもの。

①パターン	②パターン				
					
郵政創業150年 記念ポスト	かきりんのポスト	日向夏のポスト	マーメレードのポスト	赤べこのポスト	くまモンのポスト
2021年設置	2016年設置	2020年設置	2021年設置	2021年設置	2020年設置
東京都千代田区	岐阜県瑞穂市	宮崎県宮崎市	愛媛県八幡浜市	福島県柳津町	熊本県八代市
郵政の歴史と未来への可能性をコンセプトとしてデザインし、郵便創業150年のPRを目的に設置	瑞穂市が富有柿発祥の地であることをPRするために設置	日向夏が宮崎県の特産物であることを周知するとともに、各種取組を実施して地域振興に寄与するために設置	ガルメイン世界マーメレードアワード&フェスティバル日本大会を記念して、大会PR及び八幡浜市来訪のきっかけとするために設置	郷土玩具赤べこの発祥の地である福島県柳津町の新たな観光資源とするために設置	八代市のシンボルロード建設及びくまモンポートやつしろの開業を記念し、観光誘客促進による地域経済活性化を目的として設置